

第9節 特殊公務に従事する職員の特例

第1 特殊公務災害の特例

警察官、消防吏員等である職員は、その任務の遂行に当たって高度の危険が予測されるにもかかわらず、職責上あえてその職務を遂行しなければならない場合があることを考慮し、これらの職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他所定の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償若しくは遺族補償又はこれらに併せて支給する傷病特別給付金等について特例的に加算措置を講ずることとされています（法第46条）。

1 特殊公務災害

特殊公務災害補償の対象となる職員は、

- (1) 警察職員
- (2) 消防吏員（常勤の消防団員を含む。）
- (3) 准救急隊員
- (4) 麻薬取締員
- (5) 災害対策基本法第50条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員（以下「災害応急対策従事職員」という。）

であり、これらの職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において第3-14表に掲げる職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合にその災害が特殊公務災害に該当することとなります。

2 加算措置の内容

特殊公務災害に該当する場合の加算措置の内容は、当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償について法第28条の2第2項の規定による額、法第29条の規定による

第3-14表 特殊公務災害の対象職員と従事職務

職員区分	職務
警察官	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪の捜査 2 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 3 勾引状、勾留状又は収容状の執行 4 犯罪の制止 5 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防御
警察官以外の警察職員	犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で警察官が上記に掲げる職務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの
消防吏員	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災の鎮圧 2 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御
准救急隊員	天災等の発生時における人命の救助その他被害の防御
麻薬取締員	<ol style="list-style-type: none"> 1 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪の捜査 2 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行
災害応急対策従事職員	天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御

額、法第 33 条第 1 項の規定による額又は法第 38 条第 1 項の政令（令附則第 2 条）で定める額に第 3-15 表に掲げる加算率を乗じて得た額を加算した額をもって傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の額とするものです（令第 2 条の 3 第 3 項）。

また、傷病特別給付金、障害特別給付金又は遺族特別給付金についても、前記の加算後の額を基礎として算定されるため、同様の増額がなされることとなります（業務規程第 29 条の 10、同第 29 条の 11、同第 29 条の 13）。

第 3-15 表 特殊公務災害に係る加算率

区	分	加算率
傷病補償年金	傷病等級第 1 級	$\frac{40}{100}$
	傷病等級第 2 級	$\frac{45}{100}$
	傷病等級第 3 級	$\frac{50}{100}$
障害補償	障害等級第 1 級	$\frac{40}{100}$
	障害等級第 2 級	$\frac{45}{100}$
	障害等級第 3～14 級	$\frac{50}{100}$
遺族補償		$\frac{50}{100}$

第 2 特殊公務災害に係る補償等の請求（申請）手続

特殊公務に従事する職員が災害を受けた場合において、当該災害が特殊公務災害に該当するものであるかどうかの認定は、当該災害に係る特殊公務災害補償の請求があった段階で行うこととされています。したがって、特殊公務災害に該当すると考えられる災害が発生した場合には、任命権者において特殊公務災害の認定に必要な資料等を収集整備しておく必要があります。

特殊公務災害補償を受けようとする者は、所定の請求書に關係資料を添付し、任命権者を經由して支部長に提出しなければなりません。この場合、特に当該災害が特殊公務災害に該当するものであることを証明する書類を添付する必要があります（業務規程第 13 条第 3 項第 3 号、同第 15 条第 3 項第 11 号）。

なお、特殊公務災害に係る傷病補償年金については、任命権者の意見をきいて職権により決定されることとなります（業務規程第 24 条第 3 項、第 4 項、第 5 項）。